平成17年6月16日開催仙台家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成17年6月16日(木)午後1時30分から4時まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

- 3 出席者
- (1) 委員

遠 藤 香枝子 遠 藤 惠 子 遠 藤 絢 一 岡 崎 智 政 亀 井 基 子 小 圷 眞 史 佐久間 敬 子 高 橋 光 雄 高 森 高 徳 安 田 恒 人 吉 田 瑞 宗

(2) 事務局

渡辺昭二事務局長 鈴木尚首席家裁調査官 菊地努事務局次長 清野武総務課長 高橋智明総務課課長補佐

(3) 制度説明者

齊藤啓昭(仙台地裁刑事部裁判官)

- 4 報告等
- (1) 委員の異動報告及び新任委員の挨拶・自己紹介
- (2) 事務担当者異動報告
- (3) 前回開催の委員会以降の広報活動について

(以下, ■は委員長, □は委員, ▲は事務局の発言, △は制度説明者)

- ▲ 前回開催以降,次のような広報活動を実施した。
 - ア 昨年10月から庁舎1階待合いコーナーに片平丁小学校の児童が描いた 絵を展示し、5月からは荒町小学校の協力を得て同校の児童が描いた絵を 展示した。
 - イ 5月の憲法週間に、仙台地裁において裁判所職員が演ずる寸劇を交えて 「裁判員裁判に関する説明会」を実施した。
 - ウ 5月の憲法週間である5月12日に、法務局、検察庁及び弁護士会の協力を得て無料法律相談を開催し、相談者は76人であった。
- □ 無料法律相談の広報はどのように行ったのか。

- ▲ マスコミや市町村に働きかけるなどして広報を行った。
- □ 遠方からの相談者もいたのか。
- ▲ ほとんどが近隣の市町の方であった。
- □ 幅広く相談に応じるよう、相談会場を代えるなど工夫してはどうか。
- ▲ 憲法週間での無料法律相談は仙台市で実施しているが、これに似たような ものに調停相談がある。これは各調停協会ごとに独自に開催しており、開催 に当たっては各市町村の広報誌に掲載をお願いしている。
- □ 相談に来た人は満足して帰ったのか。特に利用しやすい裁判の観点からど うか。
- ▲ 相談は法務局の職員と弁護士が行ったが、満足して帰ったかどうかはアン ケートなどをとっていないので分からない。
- □ 相談結果などについてデータは取っていないのか。
- ▲ 相談を受付する際は、「相談内容は何か」、「どこから来たのか」、「ど ういう方法でこの相談を知ったのか」等については相談票に記載してもらっ ているが、結果についてはアンケート等はとっていない。

5 議事

- (1) テーマ選定の経緯等の説明
 - 「裁判員制度」導入に向けた準備を進める上で、広く国民の方々に「裁判員制度」への理解を深めてもらうためにどのような方策、あるいはどのような工夫を凝らしたら良いかなどについて、委員から率直な意見を伺いたい。
- (2) 裁判員制度の模擬ビデオ上映等
 - ア 裁判員裁判の手続流れの説明
 - イ 本件事案の説明
 - ウ 模擬ビデオ上映
- (3) 協議
 - ア 模擬ビデオを見ての印象, 感想等
 - イ 裁判員制度の国民への効果的な周知の方策
 - ウ 国民が裁判員制度に参加しやすい制度とするための方策
 - エ その他
 - 裁判委員制度については、まだまだ一般の方々から十分な理解が得られて

いないのが現状である。裁判所としても、より一層の周知を図っていく必要がある。そこで、今後、制度の導入に向けた準備を進めていく上で、広く国民の方々に裁判員制度への理解を深めてもらうために効果的と思われる方策について、率直な意見を伺いたい。模擬ビデオを見た感想、あるいは裁判員制度全般についての質問や忌たんのない御意見を伺いたい。

- □ 裁判員の選任手続であるが、ビデオでは被告人質問のようなポジションで あった。もうちょっと同じ目線で対応できるような位置であってもよいので はないか。また、不選任になった人は、もう候補者になることはないのか。
- △ これはあくまでもイメージをつかむための内部のビデオであり、選任手続が必ずしもこのようなスタイルになるとは限らない。次に、不選任になった人はその後1年間は候補者にはならないし、裁判員に選ばれた人はその後5年間候補者になることはない。
- □ 6人の裁判員を選ぶのに何人くらい呼び出すのか。
- △ 呼び出してみないと分からない。ビデオのように20人程度呼んでみて大 丈夫かどうかは、まだ経験がないので分からない。
- □ 呼び出しを受け出頭したが、裁判員にならなかった人には日当は出るのか。
- △ 日当は支払われる。
- □ 手続はビデオを見てよく分かったが、これは相当大変なんだなと思った。 最初の選任手続について、ビデオのセールスマンのような場合が問題である。 これから良い知恵が出てくると思うが、国民に対する周知、ピーアールのス ケジュール等、プロセスの計画はどうなっているのか。
- △ パンフレットを作成したり、マスコミの方を集めて模擬裁判を見てもらうことも計画していると聞いている。また、裁判官が出かけて行って説明を行うことも計画されている。なかなか浸透してきていないが、どういうことをしなければならないか見えてきていない。いろいろ工夫しているところである。
- ▲ 今後の広報活動としては、イメージを利用したものとして、日弁連や法務省と共通のキャッチコピーの公募やシンボルマーク、ロゴマーク等の制作があり、メディアを利用したものとして、テレビコマーシャルやラジオ、新聞広告、インターネットを利用したものとして、裁判員制度専用のホームペー

ジの開設を検討している。また、裁判所の広報誌による広報や15分程度に わかりやすくまとめたビデオの制作なども検討している。さらに、タウンミ ーティングや裁判官による出張講演会なども予定されている。 □ NHKで制作した裁判員裁判に関する番組が分かりやすかったと思う。 □ 働いている人は休みが取れないのが実情ではないかと思う。そこで、やむ を得ない理由があるかどうかを判断するのは誰になるのか。 △ 審理を担当する裁判官である。 □ 裁判官によって、ぶれは出ないのか。 △ 事件が積み重なっていけば統一されていくと思うが、それまでは裁判所内 部で検討していくことになると思う。 □ 検察官と弁護人が理由を開示しないで忌避を行っていたが、これはどうい うことか。 △ 理由を示さないで不選任の請求ができると法律で認められたものである。 □ 服装や思想が変だとか全体的な印象で斬っていくということにならないか。 △ これは公平な人を確保していくものであり、本件では家庭内暴力があった ので、それに関連している人を不選任にしたのだと思う。 □ 落としていく兼ね合いが分からない。 □ 被害者が勤めていた会社の関連会社の人が理由もなく外れた。理由がなく 外れたところが分からない。 △ 当該事件において、公平な方を確保するということである。 □ 実際の裁判員選任手続を見ないと分からないことではあるが、専断的忌避 も必要なこともあると思うが、理由を示さないで忌避ということでは開かれ た裁判制度なのに残念である。 □ 裁判員がどうしても出て来れなくなった場合はどうなるのか。交替ができ るのか。それとも欠員のままなのか。 △ できるかぎり毎日裁判を行う。ただ、万一そういうことが予想されれば、 あらかじめ補充の裁判員を選任しておき、見てもらっていて途中から参加し てもらうこともあり得る。また、事件が大きくて手間のかかる場合は、補充 裁判員を選ぶこともある。 □ 守秘義務は以外と大変だ、何とかならないか。

- △ 刑罰に抵抗があることは分かっている。ただ、守秘義務があることで自分 自身を守ってくれることもある。手記を書いて出版することなどをやめてい ただく義務と理解していただければよい。
- □ 裁判員が帰宅して家族から聞かれることもある。守秘義務というのは大変 だ。何かあればついしゃべってしまう。よほどの人でないと裁判員にはなれ ないような気がする。慎重に裁判員を選任しなければならない。これは大き な課題だ。
- △ 裁判は公開で行っているのでそれほど心配する必要はないと思う。ただ、 評議の中身は絶対口外してはならないので注意していただきたい。
- □ 裁判員の名前は公開されるのか。
- △ 公開されることはない。
- □ 裁判員制度は、日本人の心情として向いていないと思う。特に、裁判員候補者をアトランダムに選ぶのは無理がある。判決の内容が死刑であったら、ものすごく重いものであることから、法律に素養がない人が出て行ってよいのだろうか。まず、裁判員になるために訓練をしたり、裁判員を選ぶための基準を作る必要があるのではないかと思う。人が人を裁くことは重大なことであるので、制度が始まるまで5年ではなく、もっと余裕を持って考えて欲しいと思う。
- △ 重い課題であり、荷が重いことは重々承知している。どういうふうに裁判 員を選んでいくかが課題である。
- □ この制度をどう定着させていくかが課題だと思う。学校の教科書に裁判員 制度のことは載っているのか。
- △ 公民で取り上げられていると思う。子どものときからきちんと制度を理解 させるよう教えていく必要があり、それが定着につながるものと思う。
- □ 教育の中に取り入れていくことがいろんな意味で重要である。犯罪,治安 に対する意識のかん養やえん罪を防ぐ良い方向になればと思う。裁判員にな れば守秘義務が課せられるが,この点についても常識的な範囲で子どものと きから教えていけばよいと思う。
- □ 私も子どものときから教育していくことが重要だと思う。
- ▲ 小さい子どもに対する広報については裁判所も考えており、学校に裁判官

を派遣して講義を行ったり、夏休みに小学生を裁判所に呼んで模擬裁判を行ったりしている。

- ▲ 公民や副教材に裁判員制度を取り入れることを検討していると聞いている。
- □ 裁判員制度が動き出すと、裁判官はめちゃくちゃ大変になるのではないか。 特に裁判員として素人が入るからなおさらだと思う。裁判の迅速を考えると 心配になるがこの点はどうか。また、裁判官としてこの制度を歓迎している のか。
- △ 裁判官として歓迎しているのかということであるが、これについては裁判所の中にもいろいろな意見がある。ただ、個人的には歓迎し、前向きに考えている。国民が司法に参加している制度として調停制度があるが、これは優等生の制度で世界に誇れるものとなっている。裁判員制度も実現していかなければならないと思う。また、裁判官の負担については、今のままではパンクしてしまうので、一度これまでのやり方を壊して見直すことが必要だと思う。
- □ アメリカで行われているような陪審制度と、裁判員制度との違いはどこにあるのか。
- △ 一番の違いは、陪審制度は裁判官が有罪かどうかの認定に関与していない ことである。裁判員制度では、裁判員と裁判官が一緒に議論することになっ ている。
- □ 裁判員になることの辞退事由については広く認めてはどうかと思う。なかなか休みが取れないという労働の実態をよく理解する必要がある。また、教育についても、裁判員制度の教育だけでなく、刑事事件の理念、理想を小さいときから教育をちゃんとしていく必要がある。
- □ 裁判員制度については、検察庁の内部でもいろいろな意見がある。制度の実施に向けて準備しているが、個人的には良い制度だと思う。自分のことは自分で守るという意識が必要である。近年、捜査に協力してもらえない状況にあり、治安は自分達には関係ないというような風潮がある。裁判員制度によって意識が変わるのではないかと思っている。また、人を裁くのは大変だという意見があるが、法律の素養などは関係なく、勘で十分である。皆さんの判断が重要であり、素直に考えればよいことである。また、評議において

は裁判官がアドバイスをするので、素直な考えを裁判に取り入れる制度としては良い制度である。

- □ 人事訴訟で参与員制度を運用させてもらっている。複眼的に見ることが重要であり、いろんな見方で見れば良い制度になると思う。また、国民の司法参加は検 察審査制度でも実証されており、21世紀のあるべき制度として理念も含めてみんなで作り上げていく制度だと思う。
- 今日は、委員の皆様から大変貴重な意見をたくさんいただいた。これら委員の皆様からの意見を踏まえて、今後の裁判員制度導入に向けた活動の際に参考とさせていただきたいと思っている。
- 6 次回テーマの選定,次回期日について
 - 次回の委員会のテーマについて、何か意見はないか。
 - □ 意見なし。
 - それでは協議すべきテーマがある方は、7月末日まで総務課までお知らせ願いたい。委員の皆様から特に意見が出ない場合は、裁判所の方でテーマを提案し、委員会通信等で皆様にお知らせしたい。それでは、次回テーマは決まり次第連絡したい。
 - □ 賛成
 - 次回期日については、今年の11月ころとして、その日程は後日事務局の 方から連絡することでよいか。
 - □ それでよいが、事前に候補となる日にちを4案くらい提案していただき、 委員の都合を聞いてもらい、多くの委員が出席できるよう配慮願いたい。
 - 了解した。

以上